

町内に住宅を新築する方、購入する方へ マイホーム取得促進事業補助金を活用しませんか

町では、町内に住宅を新築または購入する方に対して、購入費用の一部を補助する鹿部町マイホーム取得促進事業を実施しています。予算に限りがありますので、補助金の活用をご希望の方はお早めにご相談ください。

○基本補助額

100万円(子育て世帯※1および移住者※2にはそれぞれ100万円を加算(最大300万円))

- ※1 住宅完成時点で高校生以下の子どもがいる世帯。ただし、扶養し、かつ同居している子どもに限る。
- ※2 申請時点において鹿部町外の市区町村に住民登録されている方で、購入した住宅の地番に住民登録をした方(予定を含む)。ただし、申請日前1年以内に鹿部町に住民登録されていた方を除く。

○補助対象者

住宅を新築または購入する方で、次のいずれにも該当する方

- ・取得した住宅の所有権の登記名義人になる方
- ・取得した住宅の所在地に住民登録した方またはする予定の方
- ・取得した住宅に5年以上継続して居住することを確認できる方
- ・市区町村税を滞納していない方(世帯全員)

- ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有しない方(世帯全員)

なお、次のいずれかに該当する場合は、上記を満たしていても補助対象外となります。

- ・3親等以内の親族から住宅または土地を購入した場合
- ・土地のみを購入し、当該年度内に住宅を新築または購入しなかった場合(やむを得ない事由がある場合を除く)
- ・国、北海道またはその他団体等から住宅の建設に関する補助金等の交付を受けている場合(新築住宅を除く)

○補助対象経費

次の費用を除く、住宅および土地(住宅の敷地に限る)の購入費(当該年度の2月末までに購入し、居住するものに限る)

- ・土地の測量に係る費用
- ・租税公課(住宅購入時に課税される消費税および地方消費税を除く)、仲介手数料、登記費用等の諸費用)
- ・引っ越しに係る費用
- ・住宅のリフォームに係る費用

▼お問い合わせは、役場企画振興課企画振興係(01372-7-5297)へ。

『語らい町長室』について

開かれた身近な町政づくりを進めるため『語らい町長室』を開催しています。

来庁していただく方法のほか、『語らいオンライン町長室』と『語らい出前町長室』も利用できます。開放予定日に限らず、公務などが入っていない日は可能な限り対応しますので、希望される方は事前にお問い合わせください。

■令和7年5月の開放予定日 5月21日(水) 午前9時から午後7時まで

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係(01372-7-2111)へ。